

高知県公報

発行

高知県

高知市丸ノ内一丁目2番20号

発行日

毎週2回

(火曜日・金曜日)

目次	
規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県大麻取締法施行細則を廃止する規則	2

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第12号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の4の(6)の表6の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同表の4の(6)の表6の(1)の項を次のように改める。

(1) 第一種大麻草採取栽培者免許の取消し等（法第12条の6第1項及び第2項）			○							
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(6)の表6の(2)の項中「大麻取扱者等」を「大麻草栽培者等」に、「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。



高知県大麻取締法施行細則を廃止する規則をここに公布する。
令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号

高知県大麻取締法施行細則を廃止する規則

高知県大麻取締法施行細則（平成9年高知県規則第51号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。